

【山商】新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」を受けた対応について

三重県教育委員会より以下のとおり通知がありました。

令和2年4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出されたことや県内でも新型コロナウイルスの感染が急速に拡大していることをふまえ、県民の皆様の“命と健康”を最優先に考え、今後取り組むべき対策である「三重県緊急事態措置」が令和2年4月20日に示されましたので、次のとおり対応をお願いします。

【外出自粛】

- 1 県境を越える移動の自粛
- 2 県内における移動の自粛
- 3 特に大型連休期間中における移動の自粛

また、あらためて「3つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であるカラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えるようお願いします。

【感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底】

新型コロナウイルス感染症の感染者等に関して、インターネット上の掲示版やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特定、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報が見受けられます。ついては、偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷を行わないようにしてください。

また、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等の被害を受けている場合は、すみやかに担任まで連絡してください。